

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 長尾 治助 様

お問い合わせいただきました結婚式披露宴会場共通約款についてご報告申し上げます。

当約款は、平成6年度に当協会が実施したブライダル産業実態調査の結果、お客様との約款そのものがない事業所も多く、自社約款策定のためのモデル約款がほしいとの意見が出され、80%以上の調査対象者から標準約款が必要との回答を頂きました。

故に、平成7年度には、学識経験者、弁護士等による研究チームを設置し「ブライダル産業における共通約款のあり方」に関する調査研究、平成8年度には、同じく「結婚式・披露宴会場の共通約款策定に向けて」に関する調査研究、平成9年度には、学識経験者、弁護士、主婦連合会専門委員等により「結婚式・披露宴会場共通約款策定事業」を実施し現共通約款を自社約款作成のモデルとして策定したものです。

尚、当約款の第7条に関しましては、当時の調査結果を踏まえて学識経験者、弁護士、専門家委員によって限度額が示されました。

また、この約款には、強制権はないものと理解しております。

当時は、消費者契約法は存在せず、「消費者契約法9条1号に係る平均的損害」ということについての見当は加えておりません。

ついでには、今年度（平成19年度）事業で、「消費者契約法の施行に係る結婚式場共通約款の整備に関する調査研究事業」を実施することにより現約款の見直しをすることに致しております。

以上ご報告申し上げます。

平成19年4月3日  
社団法人日本ブライダル事業振興協会  
専務理事・事務局長 野田 兼義